

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正
新旧対照表

現 行			改 正 案		
第1条 法律又は条例に別に定めがあるものを除くほか、本市に次の執行機関の附属機関を置く。			第1条 法律又は条例に別に定めがあるものを除くほか、本市に次の執行機関の附属機関を置く。		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
略			略		
市長	八尾市経営・生産対策審査会	農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定等についての審査に関する事項	市長	八尾市経営・生産対策審査会	農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定等についての審査に関する事項
市長	八尾市街づくり活動支援制度専門委員会	街づくり活動支援制度の運用についての審議に関する事項	市長	八尾市都市農業振興基本計画審議会	都市農業振興基本計画についての調査、審議に関する事項
市長	八尾市街づくり活動支援制度専門委員会	街づくり活動支援制度の運用についての審議に関する事項	市長	八尾市街づくり活動支援制度専門委員会	街づくり活動支援制度の運用についての審議に関する事項
市長			市長	八尾市地域公共交通会議	地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様及び運賃等についての調査、審議に関する事項
略			略		
第2条 略			第2条 略		